



平成 23 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 リンナイ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 内藤 弘康  
(コード番号:5947 東証・名証 第一部)  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 小杉 将夫  
管 理 本 部 長  
(TEL. 052-361-8211 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 15 条および第 23 条の規定を変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 29 日 (予定)

【別紙】

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行	変 更 後
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。  <u>取締役会長</u>に事故あるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役会長</u>に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会の定める順序</u>により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役会は、<u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。</u>  <u>ただし、当該取締役</u>に事故あるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。</u>  <u>ただし、当該取締役</u>に事故あるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

以上